国東警察署 速度取締り指針(令和6年)

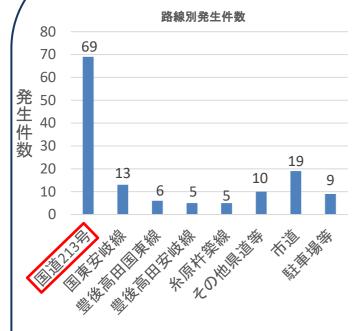
速度取締り重点

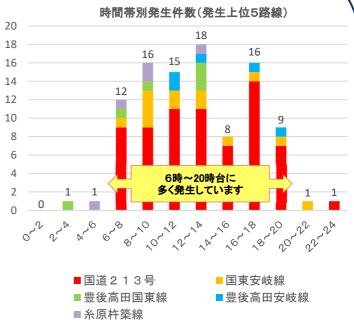
次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

重点路線	区間	時間帯	規制速度
国道 2 1 3 号	全域	6:00~20:00	40∼60 k m∕h

速度取締りの必要性について

国東警察署管内の交通人身事故の発生状況(令和元年~令和5年11月末現在)





- 管内では上記期間中に136件の交通人身事故が発生しています。
- 〇 路線別に見ると、多い順に、<mark>国道213号69件(51%)、</mark>県道国東安岐線13件(9.6%)、県道豊後高田国東線6件(4.4%)、県道豊後高田安岐線5件(3.7%)、県道糸原杵築線5件(3.7%)となっており、国道213号上では、昨年1件、本年2件の交通死亡事故が発生しています。
- 事故発生の時間帯では、午前6時から午後8時までの間に集中して発生しています。
- 交通人身事故の約半数は国道213号上で発生しており、重点的に速度違反取締りを行う必要があります。

その他の交通指導取締り要点

- 重大事故に直結する横断歩行者妨害や信号無視、一時不停止等の交差点関連違反の取締りを強化します。
- 可搬式オービスや車載式レーダーパトカーによる速度違反取締りを強化し、重大事故の未然防止に努めます。
- 黒津崎交差点東側十字路等の交通事故多発交差点で駐留監視を行い、「見せる見える呼びかける」活動を強化します。
- 事故当事者の割合が高い高齢運転者・歩行者に対して、交通事故防止に向けた注意喚起を強化します。